

2-1. 役員選挙関連内規

(目的)

- 1 会則第18条による役員選出ならびに役員選出方法に関する規程8を円滑ならしめるために本内規を定める。
- 2 会長、副会長、理事長の選出に関する運営は選挙管理委員会が行う。本会は当該年度の会長が召集し、選挙管理委員長が、議長となる。なお、本会は理事の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立する。

(会長、副会長、理事長選出)

- 3 選挙は、会長、副会長の順に理事による単記無記名投票により行う。
- 4 会長は、有効投票数の過半数の票を得たものとする。過半数を得た者がいない時は、上位投票者2名について決選投票を行い、多数を得た者とする。なお、決選投票で得票数が同じであるときは抽選によって決定する。
- 5 副会長の選挙は、第一副会長、第二副会長の順に行う。第一副会長は、会長当選者を除く理事を被選挙人とし、有効投票数の過半数の得票を得た者とする。過半数を得た者がいない場合は、会長選出方法に順ずる。第二副会長は、会長および第一副会長当選者を除いた理事を被選挙人とし、有効投票数の過半数の得票を得た者とする。過半数を得た者がいない時は、会長選出方法に順ずる。
- 6 理事長は、理事の互選とする。

附則

- 1) 平成17年10月8日 理事会承認